

- 1 現下の雇用情勢
- 2 在籍型出向を行う際の労働法令上の留意点
- 3 産業雇用安定センターを通じたマッチング支援
- 4 生活を支えるための支援のご案内

「在籍型出向」の活用による雇用維持

在籍型出向の留意点

本リーフレットでは、在籍型出向を実施する際のポイントについてご紹介しております。事業主の皆さま、在籍型出向の実施を検討される際は、今回ご紹介するポイントや支援についてご理解いただき、適切に実施していただきますようお願いいたします。

1 在籍型出向とは

いわゆる出向とは、出向元事業主と何らかの関係を保ちながら、出向先事業主との間において新たな労働契約関係に基づき相当期間継続的に勤務する形態をいいます。

そのうち、在籍型出向は以下のような形態の出向をいいます。

○ 在籍型出向

在籍型出向は、出向のうち、出向元事業主との間に労働契約関係があるだけでなく、出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向先事業主に雇用させることを約して行われるもの。

※ 出向元及び出向先双方と出向労働者との間に労働契約関係が存在。

2 在籍型出向を行う際の留意点

- ・ 在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」か又は「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則等によって労働者の利益に配慮して整備されている」必要があるとされています。
- ・ 出向の命令がその必要性、対象労働者の選定に係る事情等に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合は、その命令は無効（※）となります。出向を行うにあたっては、その必要性や出向期間中の労働条件等について、労使の間でよく話し合いを行うことが望まれます。
- ・ 出向労働者の出向先での労働条件、出向元における身分等の取扱いは、出向元と出向先との間の出向契約によって定められますが、それによって定められた権限と責任に応じて、出向元、出向先それぞれの使用者が出向労働者に対して、賃金の支払等、労働基準法や労働安全衛生法等における使用者としての責任を負うことになる点に留意が必要です。

【※参考：労働契約法（平成19年法律第128号）（抄）】
（出向）

第14条 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

【※参考：出向命令が無効とされた裁判例】

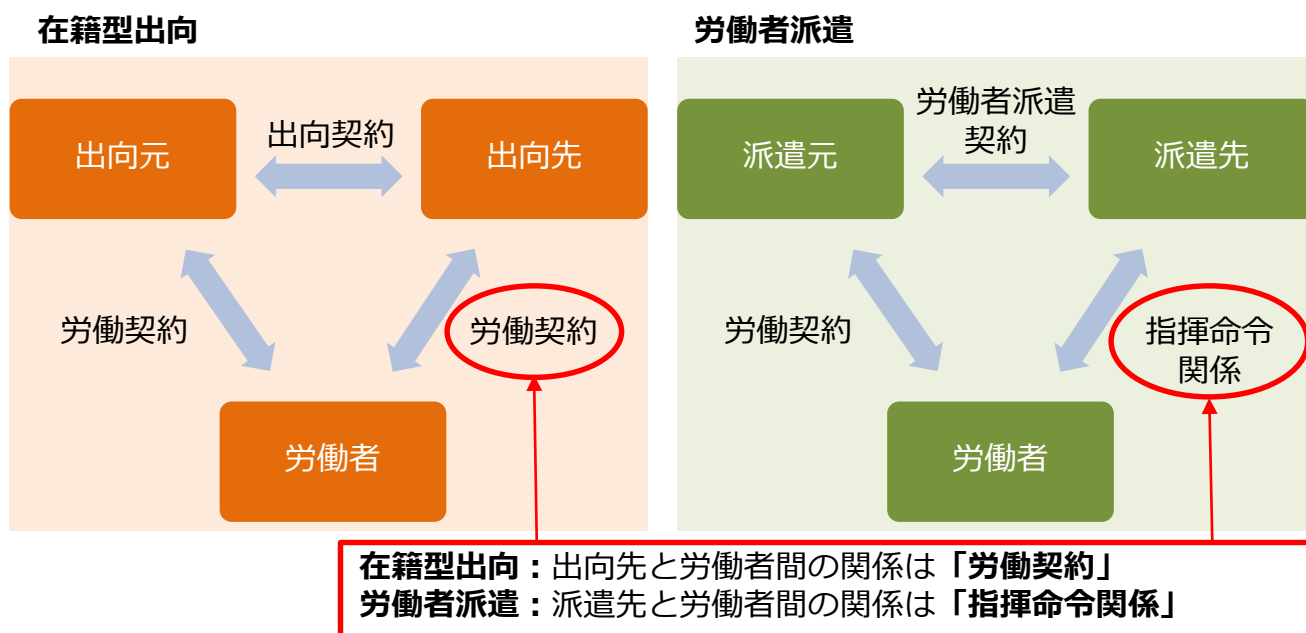
一貫してデスクワークの仕事をしてきた労働者について、希望退職募集への応募の勧奨を断った段階で、子会社に出向させて単純作業に従事させた場合は、当該出向は、退職勧奨を断った労働者が自主退職することを期待して行われたものであり、業務上の必要性がなく、また、人選の合理性も認められることもできず、権利の濫用に当たり無効となる場合があるとする裁判例があります。

このような出向命令は、働く方々が安心して働ける職場環境という観点からは、不適切であることから、出向を命じるに当たっては、こうした裁判例や労働契約法第14条の規定を十分に踏まえた上で対応するようにしてください。

3 在籍型出向と労働者派遣等の関係

労働者派遣は、派遣先と派遣労働者との間に労働契約関係は存在しないことから、在籍型出向の場合は労働者派遣には該当しません。

※ 労働者派遣に当たるか、在籍型出向に当たるかは、名称ではなく、その実態により判断される点に留意が必要です。



○ 労働者派遣

自己の雇用する労働者を、その雇用関係の下に、他人の指揮命令を受けて、その他人のために労働に従事させること。

- ・ 在籍型出向は「労働者供給」に該当するため、事業として行われる場合には、職業安定法第44条に違反することとなります。ただし、労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保することや、職業能力開発の一環として行うこと等の目的があるものについては、基本的には、事業として行われていないと判断されます。
- ・ 雇用機会の確保等の目的と考えられる範囲を超えて、長期間の出向等を行わないよう、留意が必要です。

4 在籍型出向を行う企業への支援

○ 雇用調整助成金

雇用調整助成金は事業主が在籍型出向を行う場合も支給対象となります。

※ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、支給要件の一つである「出向期間」が「3ヶ月以上1年以内」を、令和2年4月1日から同年9月30日までの間は、「1ヶ月以上1年以内」に緩和しています。

○ 雇用を守る出向支援プログラム2020（別添資料をご覧ください）

公益財団法人産業雇用安定センターにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業の雇用を守るために、人手不足の企業等との間での出向支援を実施しています。

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

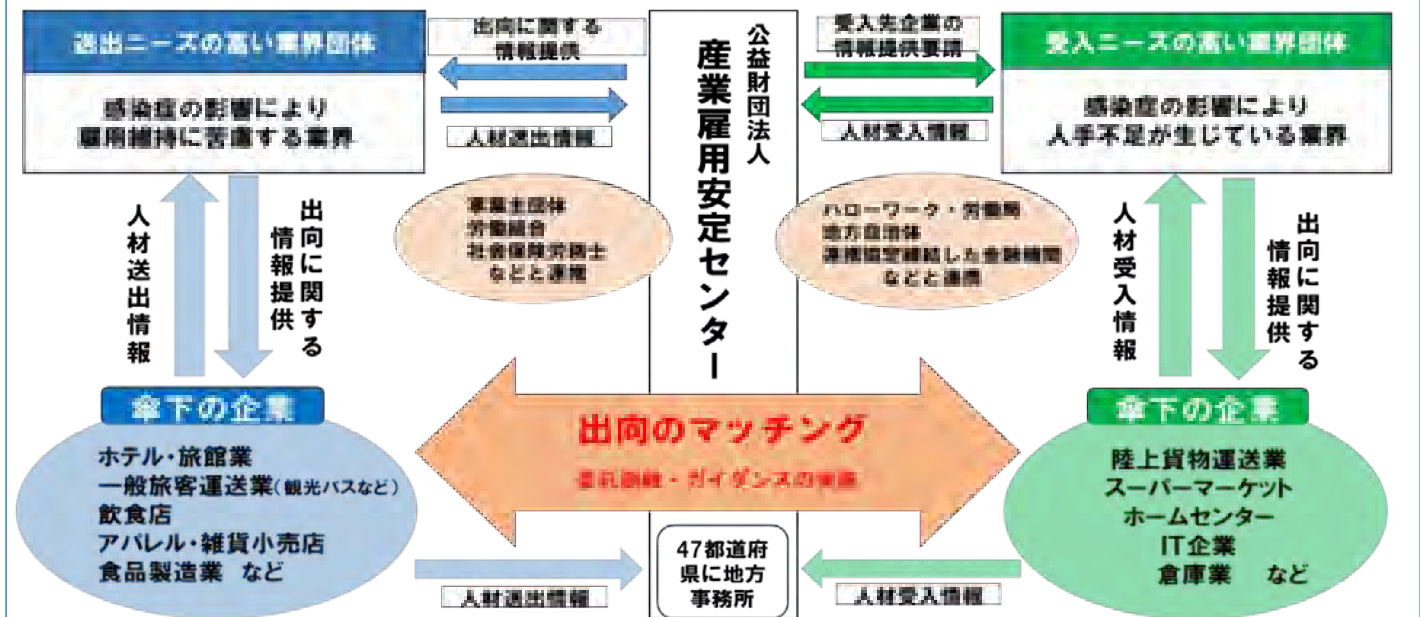
概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業様に対して出向のマッチングを無料でを行います。（以下の「雇用を守る出向支援プログラム2020」をご参照ください。）

雇用を守る出向支援プログラム2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。



お問い合わせ先

(センターHP)

全国47都道府県に当センターの事務所があり、企業様からのご相談を承ります。



産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

- 1 現下の雇用情勢
 - 2 在籍型出向を行う際の労働法令上の留意点
 - 3 産業雇用安定センターを通じたマッチング支援
 - 4 生活を支えるための支援のご案内
-

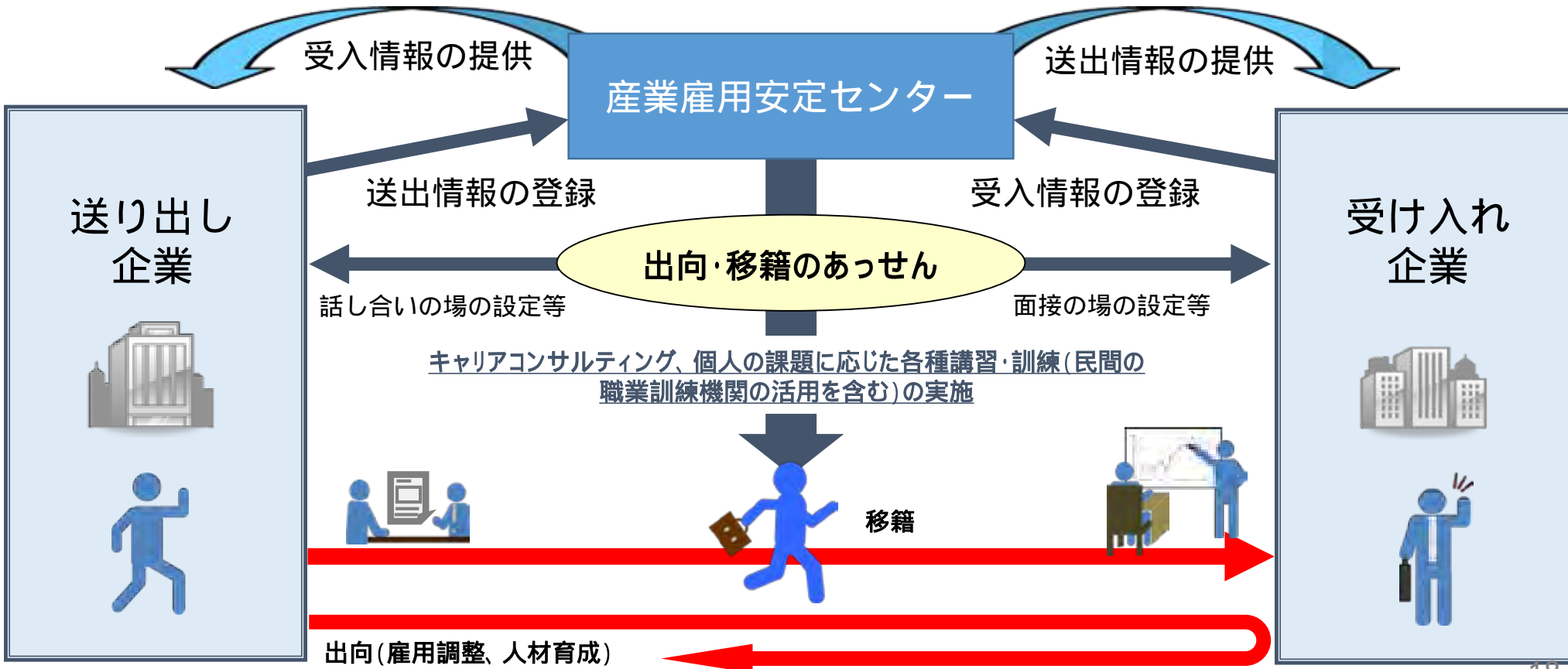
産業雇用安定センターによる出向・移籍のあっせん

産業雇用安定センターは、13の産業団体()の拠出により設立された公益財団法人。

労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を実施(令和2年度から在籍型出向制度を活用した出向支援プログラムを実施している)。

令和元年度の実績:送り出し件数11,879件に対して、出向・移籍の成立件数7,496件、成立率63.1%

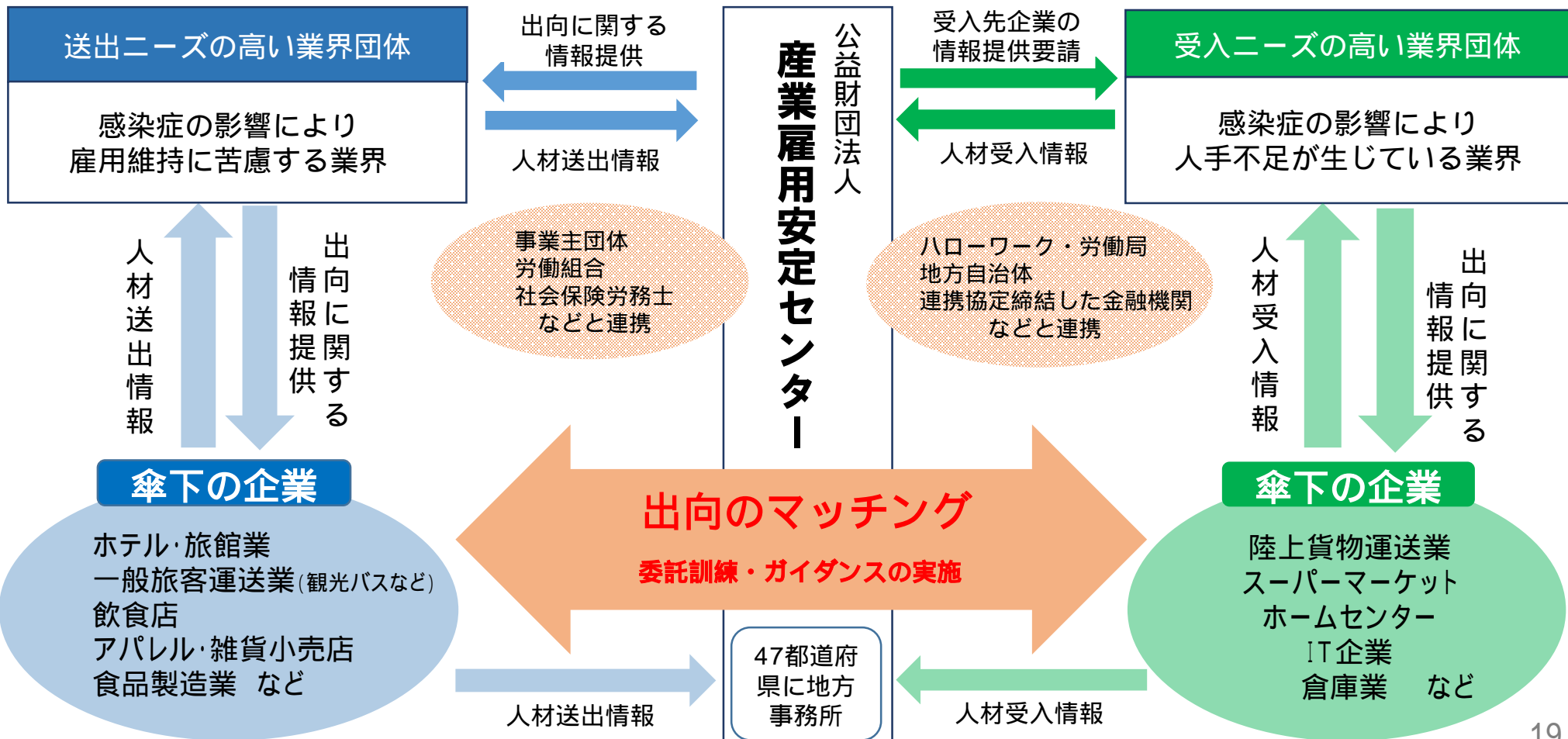
(社)日本造船工業会、(社)日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、全国銀行協会、(社)日本自動車工業会、(社)日本電機工業会、(社)セメント協会、日本化学繊維協会、日本製紙連合会、日本石炭協会、日本紡績協会、(社)日本民営鉄道協会、(社)日本船主協会 会員数7,473社(団体)(R2.3.31時点)



雇用を守る出向支援プログラム 2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。



感染症の影響を受けた企業の在籍出向を活用した雇用維持の具体例

	送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受入れの理由	出向者数
事例 1	一般貸切旅客自動車運送業 (観光バス)	インバウンドの外国人観光客の減少により観光バス運転手の雇用維持に苦慮。	一般貨物自動車運送業 (トラック運送)	従来からの人手不足に加えて、感染症により食料品や衛生資材の輸送やDIY関連商品の出荷が増加し、トラック運転手や倉庫関連の人員確保が急務。	8
事例 2	旅館・ホテル	観光客の減少により、接客、調理担当の従業員の雇用維持に苦慮。	医療機関(病院)	病院内の感染防止のため、来院者案内のほか防護服やフェイスシールドの製作等で人手が必要。また、調理師資格がある方は即戦力として大いに期待。	17
事例 3	レストラン	営業自粛により休業しているが、自粛解除後を見据えて調理師の雇用維持を図りたい。	食料品小売業 (スーパーマーケット)	バックヤードでの食材の調理が繁忙を極めており、即戦力の人材確保が急務。	1
事例 4	自動車部品・付属品製造業 (精密鍛造品製造)	感染症の影響により輸出が減少している。これまで、製造技能系社員をグループ企業内で応援出向させてきたが、今回、異業種においてスキルを向上させることにより品質検査等のレベルの底上げを図りたい。	半導体の設計開発・製造	新規事業の立ち上げにより要員が不足しており、製造業の熟練者を確保する必要。	10
事例 5	同上	同上	一般機械器具製造業	製品の需要が堅調であり、今後も当分はその状況が継続することが見込まれるため、製銃工・製鋼工の要員確保が必要。	14
事例 6	菓子等の製造販売業	感染症の影響で菓子の販売量が減少したため人員体制に余裕がある。これを機に、異業種において企画業務や対外交渉力などのスキルを向上させることを目的として、初めて出向制度を活用したい。	観光産業の振興を目的とする法人	設立後間もない法人であることから、地域観光産業の活性化のプランづくりや職員の指導・育成を目的として、地域企業から企画部門のマネジメント経験者を出向により受け入れたい。	1
事例 7	電子部品・回路・デバイス製造業	感染症の影響等により事業再編を余儀なくされている中で、生活本拠地でキャリアチェンジを希望する従業員の異業種でのキャリアチェンジを支援する。	警備業(施設常駐警備)	かねてより人材不足に加え、事業拡大のために要員確保が課題。地元企業から出向者を受け入れることにより、当該企業との関係を深めたい。	1
事例 8	情報処理 (情報ビジネスサービス)	感染症の影響は小さいが、即戦力の人材を出向させることにより、将来の取引先拡大を視野に入れたい。	冷凍食品加工業	感染症の影響により増加する冷凍食品の包装ラインの機械オペレーション要員が不足。	1
事例 9	精密機械製造業 (産業用電気機器製造)	感染症の影響は小さいが、出向を活用し従業員のキャリアアップを図りたい。	同上	同上	1